海上公園撮影許可基準および注意事項

１ 受付時間　　９時００分～１６時３０分
　撮影時間　　９時００分～１７時００分（２月～１０月）　９時００分～１６時３０分（１１月～１月）
　　※開園時間中に限ります。（撮影時間は準備、撤収時間も含みます。）
　　※土日祝日は園内イベント取材以外はお受けできません。

２ 撮影禁止区域
● 保護区内、駐車場、観察小屋などでの撮影はできません。

３ 撮影に関わるスタッフ等について
総人数は５人程度以内でお願いします。出演者、モデル等の更衣室はありません。路上駐車はできません。

４ 撮影禁止事項
ただし、下記以外でも管理上支障があると判断した場合は撮影をお断りします。
（１）レフ版など光を発するもの、発電機や楽器など音を発するものの使用
（２）花火、焚火、キャンプファイヤー等の火器使用シーン
（３）キャンプをしているシーン（テント・タープ等）
（４）スポーツシーン（スケートボード・球技等）
（５）車両の乗り入れ及び乗車シーン（自動車・オートバイ・散水車・電源車等）
（６）ドローンを使用する撮影
（７）暴力・乱闘・ヌード等、公園のイメージを損なう撮影
（８）景観を著しく変えるような撮影
（９）申請したエリア以外での撮影
（１０）通行の妨げや通行規制・来園者の排除等を伴う撮影
（１１）その他フィールドマナーに反する行為、一般来園者の迷惑となる行為
（臭気を伴う撮影・大規模な場所取り・アンケート・危険行為など）
（１２）公園施設（樹木・ベンチ等）を破損等する恐れのある撮影
※公園施設を破損等させた場合は、担当者立会いのもと、原状回復していただきます。

５ 持ち込み機材及び許可範囲は次のとおりです。
●カメラ・モニターカメラ・三脚・ガンマイクなど
●出演者・モデル等の小道具（ただし禁止事項にかかるもの及びそれを連想させるものは不可）

６ 撮影の手続き
必ず下見を行い場所の限定をして下さい。面積の申請をすることが必須となっており、面積によって料金が異なります。
撮影日当日、撮影実施前に事務所へ来所し、申請書の記入と料金精算を事前に行ってください。

《上記の事項を守れない場合は撮影を直ちに中止して頂くと共に以後の撮影申込みをお断りします》

※写真および映像ご利用の際は、当公園のクレジット掲出をお願いいたします。